

掛川市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年7月4日から2週間掛川市道路河川課において一般の縦覧に供する。

平成23年7月4日

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 変 更 路 線 表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	沖之須40号線	旧	沖之須字太夫淵290-2	旧	沖之須字太夫淵293	
		新	沖之須字太夫淵295-2	新	沖之須字太夫淵新田293	